

桔梗野小学校等複合施設 基本構想（案）

令和6年 月

弘前市教育委員会

目次

はじめに

第1章 桔梗野小学校の概要

1. 沿革	1
2. 現在の児童数と将来予測	1
3. 学校経営方針	2
4. 施設概要	4

第2章 整備の条件

1. 計画地の概要	5
2. 整備概要	6

第3章 基本構想

1. 基本方針	7
(1) 学校施設整備の方針	7
(2) 公共施設整備の方針	9
(3) 建物等の配置や屋外環境に関する整備方針	9
(4) 整備期間中の学習・生活環境の確保	10
2. 基本計画	11
(1) 学校施設（校舎、屋内運動場）	11
(2) 公共施設	14
(3) 屋外環境、設備	15

はじめに

弘前市立桔梗野小学校は、昭和24年に朝陽小学校区の寺沢川以南を学区に第二朝陽小学校として開校し、創立75年を超える歴史ある学校です。

築50年以上が経過し、柱や梁などの建物の躯体部分をはじめ、屋根、外壁、設備などの老朽化が進んでいることから、令和8年度の建て替え工事への着手を予定しています。さらに、建て替えにあたっては、地域コミュニティの拠点となる公共施設を複合化、整備することを予定しています。

第1章 桔梗野小学校の概要

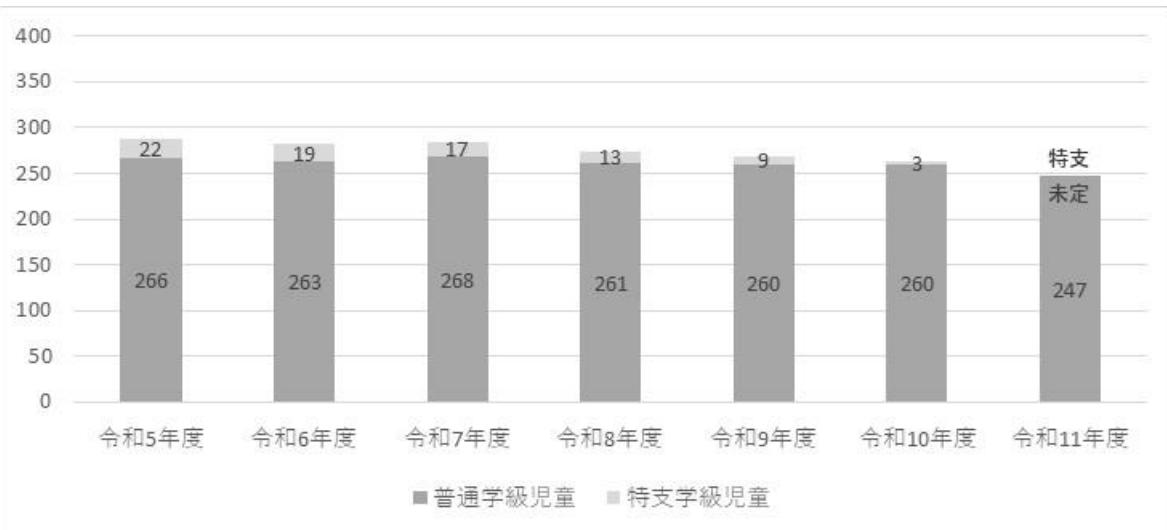
1 沿革

昭和24年4月	第二朝陽小学校として開校
同年9月	桔梗野小学校と改称
昭和45年3月～	
昭和47年12月	管理・普通・特別教室棟、屋内運動場 新築
昭和50年7月	中庭にプール完成
昭和54年9月	図書室増築
令和元年10月	創立70周年記念式典

2 現在の児童数と将来予測

桔梗野小学校の児童数は、令和5年度現在288名で、令和11年度には250名程度になるとみられています。

クラス数については、1学年2学級、特別支援学級が考えられます。



※令和5年度の児童数は5月1日現在です。

※令和6年度以降の児童数は、令和5年5月1日現在の推計であり、異動による社会増減等は反映していません。

3 学校経営方針

(1) 学校教育目標

～ 夢を語り合う 楽しい学校 ～
すすんで学ぶ 思いやる 最後までやりとげる

(2) 経営理念（目指す学校像）

児童、保護者、地域の合言葉を次のように掲げ、《共に生きる学校》を目指す。

- ① 声を掛け合い、ほめ合い、折り合いを付ける
人と関わり、受け止めて、課題を乗り越える。
- ② 動く、働く、試行錯誤する
心動かし、頭働かせ、体動かして、挑戦と失敗を繰り返す。
- ③ 頼る人になり、頼られる人になる
困ったときは誰かに頼り、困っている人からは頼られる。

(3) 目指す子ども像

- ① しっかりとと考え、試行錯誤で追究していく子ども
- ② 自分と相手の違いと良さを認め、高め合う喜びをもつ子ども
- ③ 壁を乗り越えて達成しようとする意志と体力をもつ子ども

(4) 目指す教師像

- ① 価値あるものを探り、一步踏み出す教師
- ② 頭を働かせ、心と体を動かす工夫と努力をする教師
- ③ 子どもと保護者の声に耳を傾け、寄り添う教師

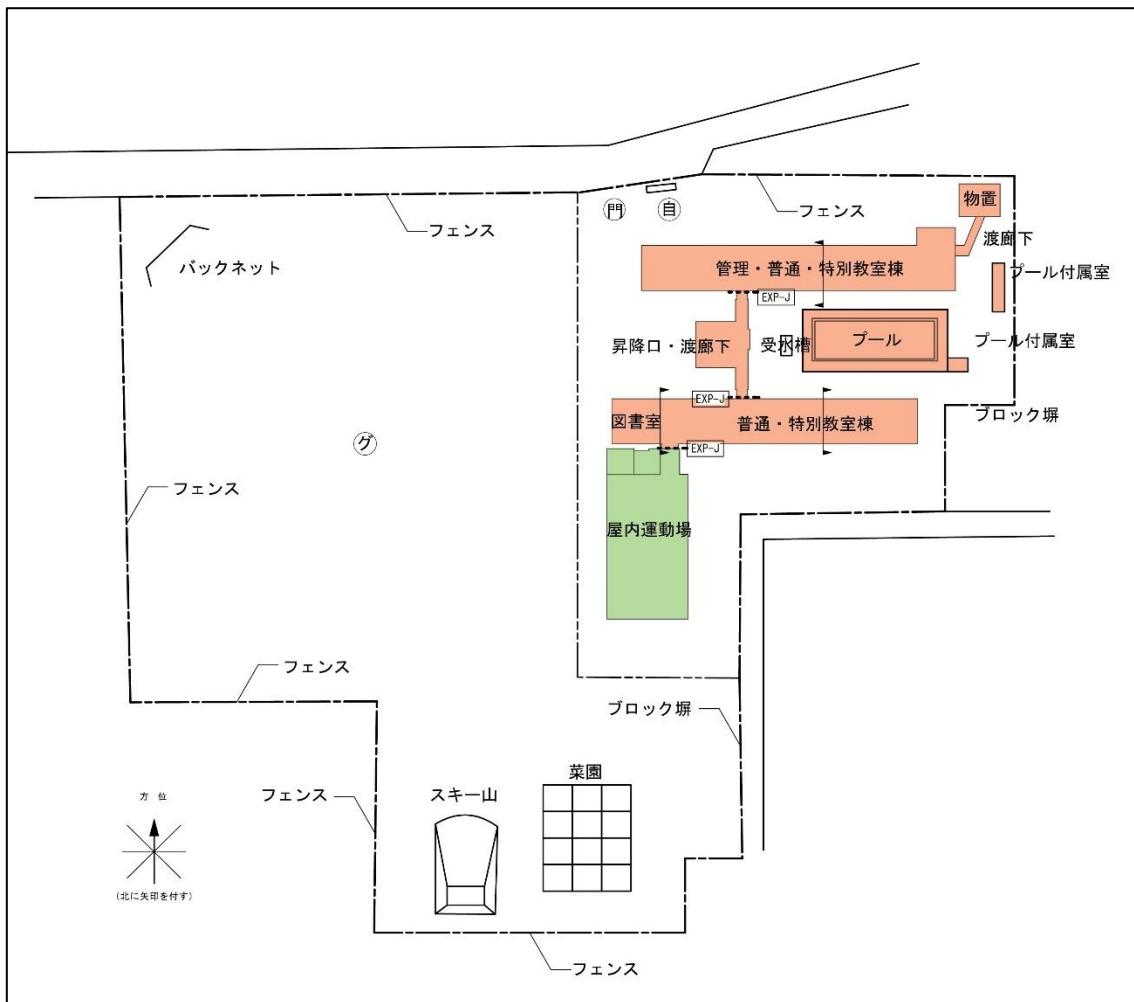
(5) 学校経営の重点事項

- ① 学年・学級経営の充実
 - ・取組のプロセス、話合いのプロセス、決定までのプロセス
 - ・協力・協働体制と合同学習
 - ・心をつなぐための挨拶と言葉と清掃活動
- ② 確かな学力の育成
 - ・「共に学ぶ」「試行錯誤」「振り返り」を組み込んだ授業
 - ・ＩＣＴの日常的利活用
 - ・読書と家庭学習の日常化
- ③ 「ほめ・認め・励ます」共生関係づくり
 - ・命と個性の大切さ及び思いやりに基づいた共生の心
 - ・成就感・満足感を生み出す体験集う、体力づくりの推進

- ・人との関わりで折り合いを付ける集団活動、異学年交流の推進
- ④ 児童理解に基づく信頼関係づくり
- ・子どもの心に寄り添い、向き合う日常的な教育相談
 - ・子どもの情報共有と受容、協働
 - ・情報モラルにつながるマナーとルール
- ⑤ 安全・安心と健やかな心身の育成
- ・学校及び地域の状況と特性を踏まえた安全管理・安全教育、感染症対策
 - ・挑戦と失敗の繰り返しで育てる心と体
 - ・家庭と連携した健康教育
- ⑥ 家庭・地域・中学校が一体となった教育の推進
- ・第四中学校と歩調を揃えた基本的生活習慣と学習態度
 - ・積極的で前向きな情報発信と効率的で前向きな意見の収集
 - ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を核とした地域との協働

4 施設概要

敷地面積：21,739m²（建物敷地：7,229m²+運動場：14,510m²）



主な施設	校舎	屋内運動場
建築年	昭和46年（最も古い棟）	昭和47年
築年数	53年（最も古い棟）	52年
構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造	鉄骨造
階数	3階建	2階建
延べ面積	4,221 m ²	734 m ²
健全度※	平均37／100点（広範囲に劣化）	37／100点 (広範囲に劣化)

※建物の屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指数で、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示します。

第2章 整備の条件

1 計画地の概要

周辺道路も含めた地図（図面）

（1）所在地 弘前市大字桔梗野2丁目21

（2）敷地面積 21,739m²

（3）地域地区等

用途地域 第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）

第一種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）

防火地域 指定なし

（4）防災に関する区域

施設名	指定緊急避難場所 (○：避難可能 ×：避難不可)					指定 避難所
	洪水	土砂	地震	火事	火山	
桔梗野 小学校	○	○	○	×	○	○
グラウンド	○	×	○	○	×	—

※指定避難所：災害時に避難生活を送ることができる施設

※指定緊急避難場所：危険が切迫した場合に一時的に避難できる施設

施設名	土砂災害・洪水による避難勧告等の発令した際に 市が開設する予定の避難所						地震時に 市が開設 する予定 の避難所 (震度6 弱以上)		
	● : 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始で開設	○ : 警戒レベル4 避難勧告・避難指示(緊急)で開設	土砂災害	岩木川	平川	腰巻川	後長根川	大蜂川	
桔梗野 小学校	●	●	○	○					発生直後 に開設

2 整備概要

(1) 概算工事費

現時点では未定です。

(2) 施設規模

校舎：延べ面積5, 236m²程度を目安とします。

屋内運動場：延べ面積1, 258m²を上限とします。

公共施設：延べ面積200m²程度を目安とします。

※プール整備は本基本構想には含みません。

(3) 整備スケジュール(予定)

令和5年度 耐力度調査

令和6年10月～ 基本・実施設計着手*

学校用地測量

令和8年 9月～ 建替工事

令和10年二学期～ 新校舎供用開始

※地域の意見を取り入れるため、ワークショップの開催を予定しています。

第3章 基本構想

児童の教育の場にふさわしい施設機能を確保するとともに、公共施設を複合化し、地域コミュニティの拠点となる施設整備を行うため、基本的な事項を「基本方針」として定めています。

また、基本方針を具現化するにあたり、各部屋や廊下、階段など部分ごとに、基本的な事項を「基本計画」として定めています。

1 基本方針

(1) 学校施設整備の方針

1：安全性への配慮や地域の避難所利用も想定した利用しやすい学校

- ①多様な学習及び生活の諸活動において児童等の安全及び健康に支障を生じることのないよう十分な防災性、防犯性など安全性を考慮する。
- ②日常の通行や災害時の避難においても、児童等が安全な移動経路を設定することができるよう整備する。
- ③災害時の地域の避難所としての利用を想定した性能や機能を備え、児童の学習と生活に支障のないように整備する。

2：今後の変化に対応できるよう未来思考の視点を取り入れた学校

- ①教育環境について、単一的な機能・特定の教科等にとらわれず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応できる学校施設とする。
- ②教育内容・教育方法等の変化や人口減少などの社会的変化に対応し、学校施設を長く有効に活用していくために、教室等を再構成し、又は分割して使用することのできる弾力的な空間とする。
- ③図書室は、デジタル化の中で、図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・情報センターとして整備する。
- ④屋根や外壁の高断熱化、高効率照明や高効率空調機等の高効率設備の導入等により、ZEB基準の水準を満たす省エネルギー性能を確保する。

3：快適な学校生活・学習環境を実現する学校

- ①障がいのある児童等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、スロープ、手すり、トイレ、出入り口、エレベーター等の施設のバリアフリー化を図る。
- ②障がいのある児童と障がいのない児童とが、各々の児童の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができる学校施設とする。
- ③ユニバーサルデザインを採用し、様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい学校施設とする。
- ④保健室、教育相談室（心の教室）、保護者等のための相談スペース等については、カウンセリングの機能を総合的に整備する。

4：ゆとりと活力と愛着のある学校

- ①児童の心と体の健康を支えるため、感染症対策の観点から、保健衛生に配慮した学校施設とする。
- ②児童や教職員にとってゆとりや潤いのある環境とするため、内部に木材を使用するなど温かみある空間とする。
- ③児童の体力向上に資するよう、運動のための空間を利用のしやすさに配慮し整備する。
- ④屋外環境については、明るい雰囲気を作り出し自然との触れ合いを促す雰囲気とし、学校への愛着や思い出につながり、児童や教職員等、地域住民が愛着や誇りを持つことのできるよう整備する。

5：地域コミュニティの拠点としての学校

- ①校舎、屋内運動場と公共施設の施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化を図る。
- ②高齢者や子育て世帯、子どもたちが世代間で交流できるスペースを設けるほか、地域における生涯学習やコミュニティ形成の拠点となるよう整備する。
- ③屋内運動場や家庭科室などの学校開放での利用を想定し、利用時の動線に配慮する。

（2）公共施設整備の方針

- ①桔梗野小学校の建て替えにあわせ、桔梗野小学校区を中心とした地域コミュニティの拠点として、（仮称）桔梗野地区コミュニティ施設を桔梗野小学校と複合化する。
- ②地域コミュニティ施設の複合化にあたっては、地域コミュニティ施設専用スペースを整備するとともに、児童の安全面や防犯面など学校生活に支障のないよう配慮しながら、学校と地域コミュニティ施設間の相互利用、共同利用等による多機能化を図る。
- ③構造や意匠、設置する設備などは学校と統一感をもたせた整備とする。

（3）建物等の配置や屋外環境に関する整備方針

①校舎・屋内運動場・公共施設

- ・適切な日照、通風その他の自然環境を確保できるような配置とする。
- ・来校者の利便性に配慮しつつ、児童及び来校者の動線、公共施設の利用者の動線、学校開放時の利用者の動線、車両の動線を合理的に設定できるよう門や各施設部分の配置とする。
- ・校舎と屋内運動場、公共施設の相互利用、共同利用等による多機能化、円滑な管理運営が図れるよう整備する。
- ・屋内運動場と公共施設は、避難所として一体的に利用できるよう整備する。
- ・校舎、屋内運動施設等の周囲に、緊急時の避難、施設の維持修繕、冬期間の堆雪等に必要な一定の空間を確保する。

②駐車場

- ・児童等の安全を確保した上で、必要とする規模で適切な位置に配置する。

③正門

- ・交通安全上、支障のない位置に配置する。
- ・児童の安全上及び教育上の支障がなく、周辺の地域住民の生活に支障を及ぼさないような位置に配置し、児童等の通行量が最大となる時間帯の通行密度、緊急車両の通行等を勘案するとともに、避難所となる場合においては大型車両による物資等の搬入も想定し、十分な幅の通行部分を確保する。

④屋外運動場

- ・屋外運動場は、校舎からの動線等を考慮し、児童の円滑な利用が図られる位置とし、また、校舎外からの利用者の利便性にも配慮する。
- ・校舎や周辺住宅等への騒音、ほこり等の影響をできるだけ避けることができ、また、住宅等との間で相互のプライバシー等に支障を生じない配置とする。

⑤その他

- ・桔梗野なかよし会（放課後児童クラブ）は校舎と同一棟で整備し、児童の利用者数に対応した規模とし、学校活動等に支障が生じない配置とする。
- ・受変電設備、自家用発電設備、防災倉庫は、想定される災害に対して安全な場所に設置する。
- ・校地内にある植栽や緑地、樹木、教材園などの自然を感じるものは必要に応じ移設等し、継承していくこととする。

- ・校舎内あるいは屋外運動場等から岩木山が望める眺望計画とする。

(4) 整備期間中の学習・生活環境の確保

- ・適切な事故防止策を講じるとともに、工事に伴う車両等の出入り、騒音、振動、ほこり等の発生により、児童の健康や安全及び学習や生活に支障の生じることのないよう十分配慮する。特に、情緒障がい、自閉症またはADHD等の児童に対して、騒音、振動等の刺激によるパニックや多動・衝動性等に十分配慮する。

2. 基本計画

室数、面積及び要望事項については、事業者の設計コンセプトに応じて一定の増減や変更が可能なものとします。

(1) 学校施設（校舎）

区分	教室名等		室数	1室面積 (m ²)	床面積 (m ²)	要望事項	地域との共用	
学習関係諸室	普通教室		12	64	768	<ul style="list-style-type: none"> ・教室内部や教室周辺部の日常的に目の届く位置に、十分な大きさの児童用収納棚を設ける ・十分な面積の掲示板を設ける ・廊下との間に仕切りを設置する 		
	多目的スペース		3	128	384	<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室から利用しやすい配置とする ・2つの学年ごとに1つのスペースを設ける ・学年集会や体育の授業、研究授業が実施できるよう配慮する 		
	特別支援学級 関係室	特別支援教室		5	32	160	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのない児童との日常的な交流に配慮した配置とする ・静かな学習環境の確保に配慮する ・教室内部や教室周辺部の日常的に目の届く位置に、十分な大きさの児童用収納棚を設ける ・十分な面積の掲示板を設ける 	
		特別活動室		3	32	96	<ul style="list-style-type: none"> ・静かな学習環境の確保に配慮する ・弾力的な利用のための可動間仕切りを設置する 	
	理科室（準備室含む）		1	128	128			
	図工室（準備室含む）		1	128	128			
	音楽室（準備室含む）		1	128	128	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の利用に配慮し、公共施設から利用しやすい配置とする ・遮音性能を備えた部屋とする 	○	
	家庭科室（準備室含む）		1	128	128	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の利用に配慮し、公共施設から利用しやすい配置する 	○	
	図書室		1	200	200	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の活動範囲の中心的な位置に配置する ・グループ学習で利用できる空間を設ける 		
	教育相談室（準備室含む）		1	32	32	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室に近接させて配置する ・児童や保護者が立ち寄りやすく、静かで落ち着いて相談できる配置とする 		
	外国語活動室		1	64	64			
	教材室		3	32	96			
	その他の学習 関係諸室	生活科室	1	64	64			
		児童会室	1	32	32			
計		35		2,408				

区分	教室名等	室数	1室面積 (m ²)	床面積 (m ²)	要望事項	地域との共用
管理関係室	校長室	1	32	32	・応接や各種資料等の保管に配慮する	
	職員室	1	128	128	・児童の登下校の様子が見える配置とする	
	事務室	1	32	32	・校長室、職員室、来訪者用玄関等との連絡のよい位置に配置する	
	技能主事室	1	32	32		
	保健室	1	96	96	・屋内外の運動施設との連絡がよい位置に配置する ・救急車などが容易に近接できる位置に配置する ・シャワーユニット、洗濯機、汚物流し、給湯設備設置を設置する	
	会議室	1	96	96	・職員室から利用しやすい配置する	
	放送室	1	32	32	・職員室から利用しやすい配置する	
	教職員用更衣室	2	32	64	・職員室から利用しやすい配置する	
	印刷室	1	30	30	・職員室から利用しやすい配置する	
	書類保管室	1	20	20	・職員室から利用しやすい配置する	
	給食準備室	1	32	32	・1階に給食搬入者用シャッターを設置する ・給食用昇降機を設置する（エレベーターの利用可）	
	倉庫	1	64	64		
	計	13		658		
その他	放課後活動室	2	105	210	・放課後児童クラブでの活動を想定した部屋とする ・部屋は2部屋隣接とし、それぞれ独立した部屋とする ・それぞれの部屋の中に、活動に係る物品の収納スペース、静養室を設ける ・学習関係諸室から遠隔に、昇降口とは近接し1階に配置する ・児童クラブ専用の昇降口を設け、児童用昇降口とは近接し配置する ・トイレを近接し配置する	
	計	2		210		

区分	教室名等	室数	1室面積 (m ²)	床面積 (m ²)	要望事項	地域との共用
共用部	昇降口	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者にわかりやすい位置に設置する ・児童用と来訪者用を分けて設置する ・風除室を設ける ・スロープ、電子錠ドア、防犯カメラを設置する 	
	トイレ (男・女・バリアフリー)	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の人数と分布（体育館利用を含む）に配慮した配置、個数とする ・性的少数者（LGBTQ）や、避難所開設時の高齢者、障がい者等の要配慮者の利用を踏まえたトイレとする ・自動水栓とする 	
	更衣室	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の体育館利用時に配慮した配置とする 	
	手洗い場	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の人数と分布に配慮した配置、個数とする 	
	廊下	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が気軽に休憩、談話等に利用することのできる小空間等を配置する ・掲示物を掲示しやすいよう配慮する 	
	階段・エレベーター	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・吹抜け等に面した階段では、転落事故防止のための防護措置を講ずる ・2階建て以上となる場合は、エレベーターを設置する 	
計				1,960		
合計			5,236	5,236m ² 程度を目安とする		

(2) 屋内運動場

区分	部屋名等	室数	1室面積 (m ²)	床面積 (m ²)	要望事項	地域との共用
屋内運動場	アリーナ ステージ 控室 器具庫 備蓄倉庫 玄関	1	—	1,258	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナは、ミニバスケットボールコート2面（横2面）、バスケットボールコート1面（縦1面）を確保できるサイズとする ・避難所として利用時に、公共施設と一緒に利用できる配置とする 	○
合計			1,258	1,258m ² を上限とする		

(3) 公共施設

区分	部屋名等	室数	1室面積 (m ²)	床面積 (m ²)	要望事項	学校との共用
公共施設	集会室	2	50	100	<ul style="list-style-type: none"> 各室は、遮音性の高い可動式間仕切りで区分し、間仕切りを開放することで50名程度の会合でも使用できる部屋とする 各室では、集会だけでなく、体操など体を動かす活動など多目的に利用されることを想定している 床材はフローリングを基本とする 	○
	収納庫	1	10	10	・集会所で使用するテーブルやイス、マット等備品を保管する	
	事務室	1	15	15	<ul style="list-style-type: none"> 玄関に隣接し、施設利用の受付を兼ねる室とする 学校との接続部分が視野に入る位置とする 2名分の事務机、ロッカーを配備する 	
	トイレ（男・女・バリアフリー）	1	30	30		
	給湯室	1	10	10		
	玄関	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 学校とは別に設置する 風除室を設ける 下駄箱を設置する 駐車スペースに近接させる 	
	ホール・廊下	-	-	-		
	共通	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設は可能な限りワンフロアとする 2階以上に設置する場合は、エレベーター及び階段を設置する 公共施設と学校との接続部分は、施錠できる扉等で明確に区分する 公共施設利用者が学校における地域との共用部分（音楽室、家庭科室）も利用しやすいような位置関係とする 	
合計				200	200m ² 程度とする	

(4) 屋外環境、設備

区分	名称		要望事項	学校との共用
屋外環境	駐車場	学校関係者・公共施設利用者スペース	・100台程度とする	
	正門		・交通安全上、支障のない位置に配置する ・児童等の通行量が最大となる時間帯の通行密度、緊急車両の通行等を勘案するとともに、避難所となる場合においては大型車両による物資等の搬入も想定し、十分な幅の通行部分を確保する ・不審者侵入対策のため、防犯設備を設置する	
	裏門		・裏門から正門側へ通り抜けるための遊歩道のような機能を防犯上に配慮しながら整備する	
	屋外運動施設		・現在と同規模(14,510m ²)程度を確保する	
設備	共通事項		・設備機器・システムは、環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮した上で計画し、ZEB基準の水準を満たす省エネルギー性能を確保する	
	照明設備		・エネルギー消費量及び光熱費の削減を図るため、高効率設備とする ・各部屋等の利用内容、利用時間帯等に応じ必要となる照度が確保でき、見やすくまぶしさのない照明器具を設置する	
	受変電設備		・想定される災害に対して安全な場所に設置する	
	空気調和設備		・エネルギー消費量及び光熱費の削減を図るため、高効率設備とする ・操作・制御装置は、操作しやすい仕様とする ・各室の壁、開口部などの断熱化、室形状、自然の通風条件等と併せ総合的に計画する	
	防犯設備		・児童等の安全確保に必要な箇所に防犯カメラを設置し、職員室や事務室など複数の部屋で常時確認できるよう計画する	
	防災設備		・自家発電設備を想定される災害に対して安全な場所に設置する	